

再生に向かう 確かな歩みを

復興事業が本格化することに伴い、4月1日、役場機能の一部が本庁舎に移されました。平成26年度、村は、村内公共施設の修復工事や村公民館の建て替え工事など、村内の整備事業を大きく前進させ、村復興公営住宅（飯野町団地）の建設など復興事業も一層推し進めます。また、ようやく本格化する国の除染事業も、見直された除染工程表をもとに確実に進められるよう注視してまいります。
本庁舎での業務再開と動き出した事業の現状をお知らせします。

役場機能の一部が村内本庁舎へ戻りました

一連の復興関連事業が本格化するにあたり、村は今年度、役場機能の一部を村内本庁舎に戻しました。

本庁舎で業務を行うのは、新設された除染推進課（除染係）、復興対策課（農政係・建設管理係）と住民課窓口。除染推進課と復興対策課は、村内で行われる除染事業と復興事業に関する業務を所管しており、それらに最前線で取り組むために



常駐する約25人が開所式に臨みました

移動しました。

業務に使用する本庁舎1階事務室の片づけや荷物の運び入れは、昨年度末に行われ、窓口カウンターの上には、新たに課のプレートが取り付けられました。4月1日には、業務開始に合わせ開所式が行われ、村長が「1日も早く除染と復興が進んでいくように」と職員を激励。「空気が違うな」「本来の職場に来たと感じるね」と笑顔を見せる職員の姿も見られました。

現在、第4版の検討を進めている「いいたてまでいな復興計画」

画」は、第1版で村の復興の理念を掲げ、版を重ねる中で復興事業の具体化を進めてきました。村は今年度、それらの事業の多くを、さらに大きく前進させていきます。

また、国は、除染工程表を見直し、今年度、帰還困難区域の長泥行政区を除く19行政区の住環境と、5行政区の農地の除染を進める予定です。村は、復興の前提となる除染が確実に行われるよう注視し、その結果を確認しながら、村内における事業を展開します。

住民課窓口は午前9時から午後4時まで開いています



窓口を訪れ顔なじみの職員と会話する村民。ほっとする光景



4月23日の本庁舎1階事務室のようす。除染推進課の窓口から撮影